

がんと6大疾病に
まとまった一時金で備える保険

スマイルセブン

無配当7大疾病保険(返戻金なし型)S

Super



「特に重要なお知らせ(契約概要／注意喚起情報)兼 商品パンフレット」

本冊子に記載している「特に重要なお知らせ(契約概要／注意喚起情報)」には、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。本商品のご検討・お申し込みに際しましては、必ず、お読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。また、詳細につきましては、別冊の「ご契約のしおり-約款」をご確認ください。この保険の引受保険会社は朝日生命保険相互会社です。

「スマイルセブンSuper」の特徴と保障内容



は、**がん**と**6大疾病**への充実の保障をご準備いただけます。

特徴

1

がん・6大疾病を まとまった一時金で保障します。

がん・6大疾病により所定の状態になった場合、まとまった一時金をお受け取りいただくことで、あらゆる治療に備えることができます。

⚠️ がんを原因とする保障の責任開始の時は保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。

特徴

2

まとまった一時金は 回数無制限でお受け取り可能です。

がん・6大疾病ごとにそれぞれ1年に1回、回数無制限で7大疾病一時金をお受け取りいただけます。がんの再発・転移することができます。

⚠️ 最終の支払事由が当日からその日を含めて1年以内に支払事由に該当したときは、お支払いしません。

特徴

3

がん・6大疾病で所定の状態になると保険料払込免除となります。

保険料払込免除特則を適用した場合、がん(上皮内新生物を除く)・6大疾病により所定の状態になると、以後の保険料のお払い込みは必要ありません。

⚠️ がんによる保険料の払込免除には、上皮内新生物は含みません。

主契約

7大疾病一時金

7大疾病保険

がん	悪性新生物 上皮内新生物	お支払事由(所定の状態)等	
		●悪性新生物と診断確定 ●上皮内新生物と診断確定	
6大疾病	急性心筋梗塞 拡張型心筋症	●急性心筋梗塞の治療のため入院 ●拡張型心筋症の治療のため入院	院または手術 院または手術
	脳卒中 脳動脈瘤	●脳卒中の治療のため入院または手術 ●脳動脈瘤が生じ、それが破裂したと診断 ●脳動脈瘤が生じ、その治療のため手術	は手術 したと診断 ため手術
	慢性腎不全	●慢性腎不全を発病し、 ▶永続的 ▶腎移植	な人工透析療法を開始 手術
	肝硬変	●肝硬変を発病し、 ▶食道・ ▶食道・ ▶肝移植	胃静脈瘤が破裂したと診断 胃静脈瘤の治療のため手術 手術
	糖尿病	●糖尿病を発病し、 ▶糖尿病 ▶糖尿病	性網膜症の治療のため手術 性壊疽の治療のため切断術
	高血圧性疾患	●高血圧性疾患を発病し、 ▶大動脈 ▶大動脈	瘤等が破裂したと診断 瘤等の治療のため手術

回数無制限

⚠️ がん・6大疾病それぞれについて1年に1回を限度

30万円・50万円・
100万円・150万円・
200万円・300万円
から選択可能*

*上記以外にもお支払金額を自由に設定することができます(30万円以上、10万円単位)

一生保障

オプション

7大疾病初回一時金

7大疾病初回一時金特約

7大疾病一時金のお支払事由と同じ

1回限り

50万円・100万円
から選択可能

保険料払込免除

保険料払込免除特則

7大疾病一時金のお支払事由と同じ

⚠️ がんによる保険料の払込免除には、上皮内新生物は含みません。

以後の保険料は不要

先進医療給付金

先進医療見舞金

先進医療特約

所定の先進医療による療養を受けたとき

1回 450万円
通算 2,000万円
1回 45万円
通算 200万円

先進医療にかかる 技術料と同額
先進医療給付金の 10%相当額

※がんを原因とする保障の責任開始の時は、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。

※各保障の留意点やお支払いできない場合の詳細は、「契約概要および注意喚起情報(11ページから17ページ)」および「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。

■契約年齢(満年齢):15歳~80歳 ■保険料払込期間:60・65・70・75・80歳払込満了(最低払込期間5年)、終身払 ■保険料払込方法:月払、年払
■保険料払込経路:口座振替、クレジットカード払(クレジットカード払は月払に限り) ※契約年齢等により取扱範囲が異なります。

約8人に1人 **がん**と**6大疾病**の患者数の方が、がん・6大疾病に悩まされています。

がん (悪性新生物・上皮内新生物)	6大疾病					
	急性心筋梗塞	脳卒中	慢性腎不全	肝硬変	糖尿病	高血圧性疾患
164.8万人	3.3万人	104.0万人	29.6万人	5.4万人	316.6万人	1,010.8万人

※厚生労働省「患者調査」(平成26年)、総務省統計局「人口推計」(平成26年)より朝日生命で試算

費用例

がん・6大疾病の治療には
どのくらい費用がかかるかご存じですか？

がんと6大疾病のうち、主な疾病における費用

胃がん

22日間の入院では… → 約42.6万円



医療費の自己負担額	178,345円 ^{*1}
入院時食事代の自己負担額	21,620円
差額ベッド代(11日間個室入院)	118,800円
その他費用 ^{*2}	108,000円
合計	426,765円^{*1}

脳梗塞

51日間の入院では… → 約59.4万円



医療費の自己負担額	188,005円 ^{*1}
入院時食事代の自己負担額	68,080円
差額ベッド代(14日間個室入院)	151,200円
その他費用 ^{*2}	187,500円
合計	594,785円^{*1}

^{*1} 医療費の自己負担額は高額療養費制度(70歳未満の給与所得者で月収28万円以上53万円未満に該当する場合)を利用後の金額です。

^{*2} その他費用とは、見舞時の家族の交通費・食費や入院時の衣類、快気祝いなどの諸雑費を含みます。

※上記費用例はあくまでも事例で、実際は個別のケースにより異なります。

※公益財団法人生命保険文化センター「医療保障ガイド」(2018年8月改訂)をもとに当社にて作成

加入例

がん・6大疾病への保障準備として、
お客さまのニーズにあわせた設計が可能です

スマイルセブンSuperのご加入例

保険期間・保険料払込期間：終身／保険料払込方法：月払／保険料払込経路：口座振替扱、クレジットカード扱

保険料負担を抑えて備えたい方へ

設計例

主契約
7大疾病一時金
50万円

オプション

7大疾病初回一時金	保険料払込免除	先進医療給付金 先進医療見舞金
—	適用	—

保険料

年齢	男性	女性
20歳	990円	955円
30歳	1,455円	1,280円
40歳	2,270円	1,745円
50歳	3,655円	2,405円

治療費の自己負担にしっかり備えたい方へ

設計例

主契約
7大疾病一時金
50万円

オプション

7大疾病初回一時金	保険料払込免除	先進医療給付金 先進医療見舞金
50万円	適用	付加

保険料

年齢	男性	女性
20歳	1,484円	1,539円
30歳	2,160円	2,039円
40歳	3,319円	2,736円
50歳	5,254円	3,700円

がん・6大疾病の再発にもしっかり備えたい方へ

設計例

主契約
7大疾病一時金
100万円

オプション

7大疾病初回一時金	保険料払込免除	先進医療給付金 先進医療見舞金
50万円	適用	付加

保険料

年齢	男性	女性
20歳	2,474円	2,494円
30歳	3,615円	3,319円
40歳	5,589円	4,481円
50歳	8,909円	6,105円

※がん・6大疾病による7大疾病一時金のお受け取り金額は同額となります。

※主契約・特約・保険料払込免除特則の組み合わせについては、ご加入例の限りではありません。お客さまのご意向に合わせて、主契約・特約・保険料払込免除特則は組み合わせられます。

※各保障の留意点やお支払いできない場合の詳細は、「契約概要および注意喚起情報(11ページから17ページ)」、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

知っておきたいQ&A

Q1 すべてのがんが「7大疾病一時金」「7大疾病初回一時金」の対象となりますか？

上皮内新生物を含むすべてのがんが「7大疾病一時金」「7大疾病初回一時金」の対象となります。



Q2 すべてのがんが「保険料払込免除」の対象となりますか？

「保険料払込免除特則」を適用した場合、**悪性新生物**が保険料払込免除の対象となります。上皮内新生物は対象となりません。

Q3 なぜ、まとまった一時金があると良いのですか？

例えば、がんの治療には、入院や手術だけではなく、通院による抗がん剤治療や放射線治療等、様々な治療法があります。
まとまった一時金があれば、このような治療法にご活用いただけます。

Q4 がんと診断確定され、入院・手術をしないで通院により治療する場合でも、「7大疾病一時金」「7大疾病初回一時金」の対象となりますか？

がんと診断確定された場合は、**入院・手術の有無を問わず**、「7大疾病一時金」「7大疾病初回一時金」の対象となります。

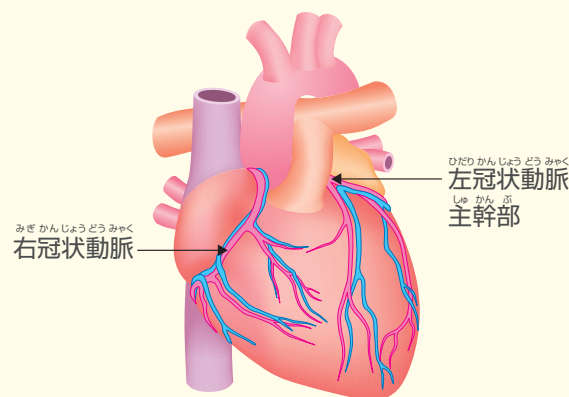
Q5 急性心筋梗塞は、どのような場合に「7大疾病一時金」「7大疾病初回一時金」の対象となりますか？

急性心筋梗塞により**治療のための入院を開始または手術を受けた時点**で、「7大疾病一時金」「7大疾病初回一時金」の対象となります。

「労働制限を必要とする状態が継続」等の要件はありません。

心筋梗塞は、心臓を動かしている筋肉に栄養や酸素などを運んでいる血管(冠状動脈)に原因が起る病気です。

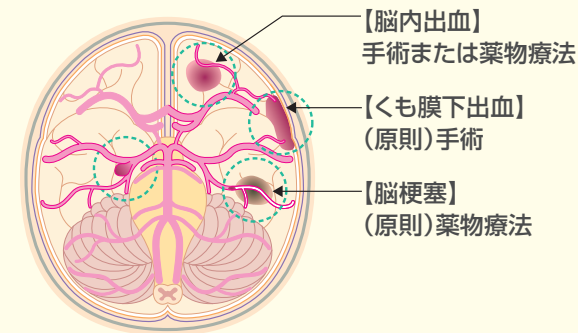
心臓の模式図



Q6 脳卒中は、どのような場合に「7大疾病一時金」「7大疾病初回一時金」の対象となりますか？

脳卒中により**治療のための入院を開始または手術を受けた時点**で、「7大疾病一時金」「7大疾病初回一時金」の対象となります。「後遺症が継続」等の要件はありません。

脳卒中のイメージ図・治療方法



脳卒中とは脳内出血、くも膜下出血、脳梗塞を指します。

Q7 「7大疾病一時金」ががんと6大疾病でそれぞれ1年に1回が支払限度とはどういうことですか？

「7大疾病一時金」は、前回支払事由該当日から1年経過していれば、再度支払事由に該当することで、何度でもお受け取りいただけますが、その経過年数の判定をがんと6大疾病は別々に行います。具体的なお受取例はQ10をご覧ください。

Q8 がんと6大疾病でそれぞれ1年に1回が支払限度ということは、同時にがんと6大疾病の支払事由に該当した場合は、それぞれの疾病に対する「7大疾病一時金」を受け取れるということですか？

そのとおりです。

なお、「7大疾病初回一時金」は、がんと6大疾病を通算して、1回のみのお支払いとなります。

Q9 がんと6大疾病で1年に1回の支払限度をそれぞれ判定するのはなぜですか？

生活習慣病に対するリスクは、それぞれが独立したものではなく、例えば、肝硬変から肝臓がんを発症するといった合併症を引き起こすことがあります。そのため、6大疾病で一時金をお受け取りいただいた直後に、がんと診断確定された場合でも、がんに対する保障が途切れることがないよう、1年に1回の支払限度をがんと6大疾病でそれぞれ判定することといたしました。

知っておきたいQ&A

Q10 2回目以降の「7大疾病一時金」は、どのような場合に受け取ることができますか？

2回目以降の「7大疾病一時金」のお受け取り可否は以下のとおりです。

がん・6大疾病それぞれについて、
前回の支払事由該当日からその日を含
めて1年を経過した日の翌日以後、新
たに支払事由に該当したとき



ポイント がんと6大疾病はそれぞれ、1年に1回のお支払いを判定いたします。

がんの場合

ケース1 前回の支払事由該当日から1年を
経過した日の翌日以後、がんを診
断確定されたとき



ポイント がんを診断確定された時点で、その後の入院・手術等の有無に関わらず、お受け取りいただけます。

ケース2 前回の支払事由該当日から1年を
経過した日の翌日以後、がんの治
療のために入院したとき



ケース3 前回の支払事由該当日から1年以
内にがんの治療のために入院し、
1年を経過した日の翌日に継続入
院しているとき



ポイント がんの治療のために入院していれば、がんの診断確定の有無を問わずに、お受け取りいただけます。

6大疾病の場合

ケース4 前回の支払事由該当日から1年を
経過した日の翌日以後、新たに発
病した急性心筋梗塞の治療のため
に手術をしたとき

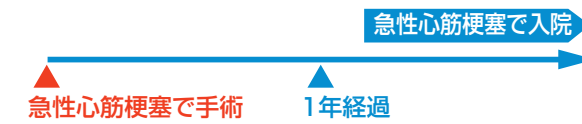


ポイント 新たに発病した急性心筋梗塞の手術を受けた時点で、お受け取りいただけます。

○
お受け取り
いただけます

6大疾病の場合

ケース5 前回の支払事由該当日から1年を
経過した日の翌日以後、新たに発
病した急性心筋梗塞の治療のため
に入院したとき



ケース6 前回の支払事由該当日から1年以
内に新たに発病した急性心筋梗塞
の治療のために入院し、1年を経
過した日の翌日に継続入院してい
るとき



ポイント 新たに発病した急性心筋梗塞の治療のために入院していれば、お受け取りいただけます。

○
お受け取り
いただけます

1年以内にがん・6大疾病の支払事由に該当した場合

ケース7 肝硬変で食道静脈瘤が破裂後、
1年以内に肝臓がんを診断確定さ
れたとき



ポイント がんと6大疾病はそれぞれ支払限度を判定するので、どちらもお受け取りいただけます。

がん・6大疾病それぞれについて、
前回の支払事由該当日からその日を含
めて1年以内に、新たに支払事由に該
当したとき



がんの場合

ケース8 がんの支払事由該当日から1年以
内に、再度、がんを診断確定された
とき



ポイント ただし、がんで入院後、1年経過後も継続入院しているときは、お受け取りいただけます。

×
お受け取り
いただけません

6大疾病の場合

ケース9 6大疾病の支払事由該当日から1
年以内に、再度、6大疾病の支払事
由に該当したとき



ポイント 6大疾病はまとめて、1年に1回のお支払いを判定いたします。

保険期間・保険料払込期間：終身 保険料払込方法：月払 保険料払込経路：口座振替扱・クレジットカード扱 (単位：円)

契約 年齢 (歳)	「保険料払込免除特則」適用				「保険料払込免除特則」非適用				7大疾病初回 一時金特約	
	7大疾病保険			先進医療 特約	7大疾病保険			先進医療 特約	7大疾病初回 一時金特約	
	30万円	50万円	100万円		30万円	50万円	100万円		50万円	100万円
15	489*	815	1,630	97	408*	680*	1,360	86	330	660
16	498*	830	1,660	97	417*	695*	1,390	86	340	680
17	525*	875	1,750	98	441*	735*	1,470	86	355	710
18	552*	920	1,840	98	453*	755*	1,510	86	365	730
19	567*	945	1,890	98	468*	780*	1,560	86	380	760
20	594*	990	1,980	99	492*	820	1,640	86	395	790
21	612*	1,020	2,040	99	507*	845	1,690	86	410	820
22	630*	1,050	2,100	100	522*	870	1,740	86	425	850
23	660*	1,100	2,200	100	549*	915	1,830	86	445	890
24	681*	1,135	2,270	101	567*	945	1,890	86	465	930
25	711*	1,185	2,370	101	594*	990	1,980	86	485	970
26	735*	1,225	2,450	102	615*	1,025	2,050	86	505	1,010
27	771*	1,285	2,570	103	645*	1,075	2,150	86	525	1,050
28	798*	1,330	2,660	103	666*	1,110	2,220	86	550	1,100
29	834	1,390	2,780	104	699*	1,165	2,330	86	575	1,150
30	873	1,455	2,910	105	720*	1,200	2,400	86	600	1,200
31	915	1,525	3,050	106	756*	1,260	2,520	86	625	1,250
32	948	1,580	3,160	106	780*	1,300	2,600	86	655	1,310
33	990	1,650	3,300	107	816	1,360	2,720	86	685	1,370
34	1,038	1,730	3,460	108	855	1,425	2,850	86	715	1,430
35	1,086	1,810	3,620	109	882	1,470	2,940	86	750	1,500
36	1,137	1,895	3,790	110	924	1,540	3,080	86	785	1,570
37	1,191	1,985	3,970	111	966	1,610	3,220	86	820	1,640
38	1,245	2,075	4,150	112	1,011	1,685	3,370	86	855	1,710
39	1,302	2,170	4,340	113	1,044	1,740	3,480	86	895	1,790
40	1,362	2,270	4,540	114	1,089	1,815	3,630	86	935	1,870
41	1,422	2,370	4,740	115	1,137	1,895	3,790	86	975	1,950
42	1,500	2,500	5,000	117	1,188	1,980	3,960	86	1,020	2,040
43	1,560	2,600	5,200	118	1,230	2,050	4,100	86	1,065	2,130
44	1,632	2,720	5,440	119	1,284	2,140	4,280	86	1,115	2,230
45	1,722	2,870	5,740	121	1,341	2,235	4,470	86	1,165	2,330
46	1,803	3,005	6,010	122	1,401	2,335	4,670	86	1,220	2,440
47	1,902	3,170	6,340	124	1,464	2,440	4,880	86	1,275	2,550
48	1,980	3,300	6,600	125	1,515	2,525	5,050	86	1,335	2,670
49	2,088	3,480	6,960	127	1,584	2,640	5,280	86	1,400	2,800
50	2,193	3,655	7,310	129	1,656	2,760	5,520	86	1,470	2,940
51	2,334	3,890	7,780	131	1,749	2,915	5,830	86	1,555	3,110
52	2,475	4,125	8,250	133	1,836	3,060	6,120	86	1,640	3,280
53	2,622	4,370	8,740	135	1,926	3,210	6,420	86	1,735	3,470
54	2,790	4,650	9,300	138	2,034	3,390	6,780	86	1,835	3,670
55	2,949	4,915	9,830	140	2,130	3,550	7,100	86	1,935	3,870
56	3,126	5,210	10,420	142	2,241	3,735	7,470	86	2,040	4,080
57	3,300	5,500	11,000	145	2,346	3,910	7,820	86	2,150	4,300
58	3,489	5,815	11,630	147	2,463	4,105	8,210	86	2,265	4,530
59	3,666	6,110	12,220	150	2,568	4,280	8,560	86	2,380	4,760
60	3,861	6,435	12,870	152	2,691	4,485	8,970	86	2,495	4,990
61	4,020	6,700	13,400	154	2,784	4,640	9,280	86	2,600	5,200
62	4,194	6,990	13,980	157	2,892	4,820	9,640	86	2,700	5,400
63	4,374	7,290	14,580	159	3,003	5,005	10,010	86	2,810	5,620
64	4,548	7,580	15,160	162	3,105	5,175	10,350	86	2,920	5,840
65	4,749	7,915	15,830	164	3,219	5,365	10,730	86	3,040	6,080
66	4,950	8,250	16,500	167	3,339	5,565	11,130	86	3,165	6,330
67	5,181	8,635	17,270	170	3,474	5,790	11,580	86	3,305	6,610
68	5,397	8,995	17,990	174	3,603	6,005	12,010	86	3,450	6,900
69	5,634	9,390	18,780	177	3,735	6,225	12,450	86	3,595	7,190
70	5,874	9,790	19,580	180	3,870	6,450	12,900	86	3,755	7,510
71	6,114	10,190	20,380	184	4,011	6,685	13,370	86	3,920	7,840
72	6,384	10,640	21,280	188	4,164	6,940	13,880	86	4,095	8,190
73	6,648	11,080	22,160	192	4,320	7,200	14,400	86	4,280	8,560
74	6,927	11,545	23,090	196	4,479	7,465	14,930	86	4,465	8,930
75	7,191	11,985	23,970	199	4,638	7,730	15,460	86	4,655	9,310
76	7,464	12,440	24,880	203	4,806	8,010	16,020	86	4,840	9,680
77	7,698	12,830	25,660	206	4,956	8,260	16,520	86	5,015	10,030
78	7,929	13,215	26,430	209	5,109	8,515	17,030	86	5,190	10,380
79	8,148	13,580	27,160	212	5,259	8,765	17,530	86	5,365	10,730
80	8,364	13,940	27,880	215	5,409	9,015	18,030	86	5,540	11,080

* 月々お払い込みいただく保険料が800円未満となる場合、お申し込みいただけません。
※がん・6大疾病による7大疾病一時金のお受け取り金額は同額となります。
※上記以外の保険料等については、みずほ銀行または朝日生命までお問い合わせください。

【2019年4月1日現在】

保険期間・保険料払込期間：終身 保険料払込方法：月払 保険料払込経路：口座振替扱・クレジットカード扱 (単位：円)

契約 年齢 (歳)	「保険料払込免除特則」適用				「保険料払込免除特則」非適用				7大疾病初回 一時金特約	
	7大疾病保険			先進医療 特約	7大疾病保険			先進医療 特約	7大疾病初回 一時金特約	
	30万円	50万円	100万円		30万円	50万円	100万円		50万円	100万円
15	492*	820	1,640	97	405*	675*	1,350	86	415	830
16	507*	845	1,690	98	417*	695*	1,390	86	425	850
17	519*	865	1,730	98	426*	710*	1,420	86	440	880
18	531*	885	1,770	98	438*	730*	1,460	86	455	910
19	546*	910	1,820	99	450*	750*	1,500	86	470	940
20	573*	955	1,910	99	474*	790*	1,580	86	485	970
21	588*	980	1,960	100	486*	810	1,620	86	500	1,000
22	606*	1,010	2,020	100	501*	835	1,670	86	520	1,040
23	633*	1,055	2,110	101	513*	855	1,710	86	535	1,070
24	651*	1,085	2,170	101	528*	880	1,760	86	555	1,110
25	666*	1,110	2,220	102	540*	900	1,800	86	570	1,140
26	696*	1,160	2,320	102	567*	945	1,890	86	585	1,170
27	714*	1,190	2,380	103	579*	965	1,930	86	600	1,200
28	729*	1,215	2,430	103	591*	985	1,970	86	620	1,240
29	747*	1,245	2,490	104	606*	1,010	2,020	86	635	1,270
30	768*	1,280	2,560	104	621*	1,035	2,070	86	655	1,310
31	798*	1,330	2,660	105	648*	1,080	2,160	86	675	1,350
32	819	1,365	2,730	106	663*	1,105	2,210	86	695	1,390
33	840	1,400	2,800	106	678*	1,130	2,260	86	715	1,430
34	876	1,460	2,920	107	708*	1,180	2,360	86	735	1,470
35	900	1,500	3,000	108	726*	1,210	2,420	86	760	1,520
36	921	1,535	3,070	108	741*	1,235	2,470	86	780	1,560
37	969	1,615	3,230	109	771*	1,285	2,570	86	805	1,610
38	996	1,660	3,320	110	789*	1,315	2,630	86	830	1,660
39	1,023	1,705	3,410	110	810	1,350	2,700	86	855	1,710
40	1,047	1,745	3,490	111	828	1,380	2,760	86	880	1,760
41	1,089	1,815	3,630	112	861	1,435	2,870	86	905	1,810
42	1,119	1,865	3,730	113	882	1,470	2,940	86	930	1,860
43	1,152	1,920	3,840	114	906	1,510	3,020	86	960	1,920
44	1,197	1,995	3,990	114	942	1,570	3,140	86	985	1,970
45	1,239	2,065	4,130	115	963	1,605	3,210	86	1,015	2,030
46	1,275	2,125	4,250	116	990	1,650	3,300	86	1,045	2,090
47	1,320	2,200	4,400	117	1,026	1,710	3,420	86	1,080	2,160
48	1,356	2,260	4,520	118	1,050	1,750	3,500	86	1,110	2,220
49	1,404	2,340	4,680	119	1,089	1,815	3,630	86	1,145	2,290
50	1,443	2,405	4,810	120	1,116	1,860	3,720	86	1,175	2,350
51	1,512	2,520	5,040	120	1,161	1,935	3,870	86	1,220	2,440
52	1,560	2,600	5,200	121	1,194	1,990	3,980	86	1,265	2,530
53	1,620	2,700	5,400	122	1,242	2,070	4,140	86	1,310	2,620
54	1,671	2,785	5,570	123	1,278	2,130	4,260	86	1,360	2,720
55	1,734	2,890	5,780	124	1,326	2,210	4,420	86	1,410	2,820
56	1,812	3,020	6,040	125	1,377	2,295	4,590	86	1,465	2,930
57	1,869	3,115	6,230	126	1,416	2,360	4,720	86	1,520	

契約概要

必ずお読みください

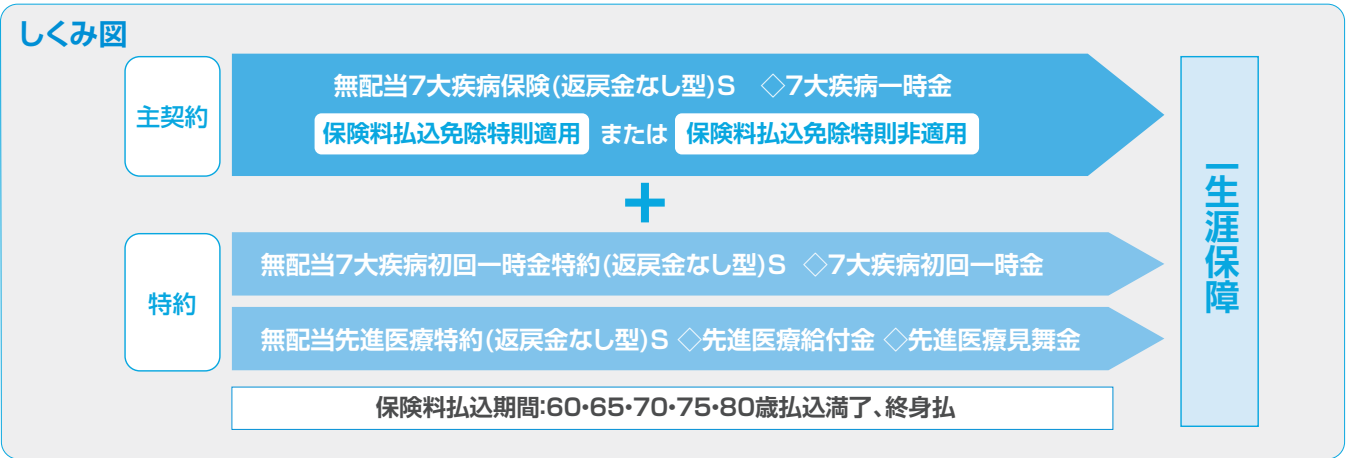
「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご留意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおりー約款」に記載していますのでご確認ください。

1 引受保険会社

■名称 朝日生命保険相互会社
■住所 〒100-8103 東京都千代田区大手町2-6-1
■電話 お客様サービスセンター ☎0120-360-567
■ホームページ <https://www.asahi-life.co.jp>

2 商品の特徴としくみ

■商品名称 スマイルセブンSuper(正式名称：無配当7大疾病保険(返戻金なし型)S)
■特徴 7大疾病による所定の状態に一時金で備えることができます。



この保険は代理店専用商品です。保険料のお払い込みがないまま猶予期間が満了した場合、保険契約は消滅し復活のお取り扱いはない等、朝日生命の営業職員が募集する商品と異なったお取り扱いとなっています。

お取り扱い

	主契約	特約
	7大疾病保険(返戻金なし型)S	7大疾病初回一時金特約(返戻金なし型)S
取扱金額 ^{*1}	30万円・50万円・100万円・150万円・200万円・300万円から選択可能 ^{*2} *2 上記以外にもお取扱金額を自由に設定することができます(30万円以上、10万円単位) (がん・6大疾病による7大疾病一時金のお受取金額は同額となります)	50万円・100万円
契約年齢(満年齢)	15歳～80歳	
保険期間	終身	
保険料払込期間	60・65・70・75・80歳払込満了(最低払込期間5年)、終身払	
保険料払込方法	月払、年払	
保険料払込経路	口座振替扱、クレジットカード扱 ※クレジットカード扱は月払に限りです。	
最低保険料	月払：800円 年払：8,800円(付加特約の保険料を含みます)	
告知書扱の最高取扱金額 ^{*1}	7大疾病一時金額、7大疾病初回一時金額を合計して 15歳～59歳…500万円 60歳～80歳…300万円	

*1 朝日生命の他の保険契約の加入状況等によって、異なるお取り扱いとなる場合があります。

■「7大疾病保険(返戻金なし型)S」「7大疾病初回一時金特約(返戻金なし型)S」「保険料払込免除特則」の**がんを原因とする保障の責任開始の時は、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日**となります。
■がんを原因とする保障の責任開始の時より前にがんと診断確定されていた場合には、この保険契約は無効となり、給付金等はお支払いしません。また、保険料の払い込みも免除しません。

3 保障内容

無配当7大疾病保険(返戻金なし型)S

■以下の支払事由に該当した場合に7大疾病一時金をお支払いします。

支払事由			支払金額	支払限度
がん	悪性新生物 上皮内新生物	●がん(上皮内新生物を含みます)と診断確定されたとき	7大疾病一時金額 30万円・50万円・ 100万円・150万円・ 200万円・300万円 から選択可能* *上記以外に自由に 設定した金額 (30万円以上、10万円単位) (がん・6大疾病による 7大疾病一時金のお 受取金額は 同額となります)	回数無制限 ⚠がん、6大疾病 それぞれについて 1年に1回を限度
6 大 疾 病	急性心筋梗塞 拡張型心筋症	●急性心筋梗塞の治療のため入院したとき、 または手術を受けたとき ●拡張型心筋症の治療のため入院したとき、 または手術を受けたとき		
	脳卒中 脳動脈瘤	●脳卒中の治療のため入院したとき、 または手術を受けたとき ●脳動脈瘤が破裂したと診断されたとき ●脳動脈瘤の治療のため手術を受けたとき		
	慢性腎不全	●慢性腎不全により永続的な人工透析療法を開始したとき ●慢性腎不全の治療のため腎移植手術を受けたとき		
	肝硬変	●肝硬変により生じた食道・胃静脈瘤が破裂したと診断されたとき ●肝硬変により生じた食道・胃静脈瘤の治療のため手術を受けたとき ●肝硬変の治療のため肝移植手術を受けたとき		
	糖尿病	●糖尿病性網膜症の治療のため手術を受けたとき ●糖尿病性壊疽の治療のため1手の1手指または1足の1足指以上の切断術を受けたとき		
6 大 疾 病	高血圧性疾患	●高血圧性疾患により生じた(解離性)大動脈瘤が破裂したと診断されたとき ●高血圧性疾患により生じた(解離性)大動脈瘤の治療のため手術を受けたとき		

保障内容に関する注意事項

- 拡張型心筋症、人工透析療法の開始、糖尿病性網膜症によるお支払いは1回限りとなります。
- 7大疾病一時金を複数回お支払いする場合、急性心筋梗塞、脳卒中は新たに発病していること、脳動脈瘤、食道・胃静脈瘤、糖尿病性壊疽、(解離性)大動脈瘤は新たに生じていることが必要です。
- がんによる7大疾病一時金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後、がんの治療を目的とする入院を開始したときは、その日にがんと診断確定されたものとして取り扱います。
- がんによる7大疾病一時金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日にがんの治療を目的とする継続入院中のときは、その日にがんと診断確定されたものとして取り扱います。
- 6大疾病による7大疾病一時金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日に拡張型心筋症、新たに発病した急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的とする継続入院中のときは、その日に拡張型心筋症、急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的とする新たな入院を開始したものとして取り扱います。
- 同時期にがんによる7大疾病一時金の支払事由に複数該当した場合でも、7大疾病一時金を重複してお支払いしません。また、同時期に6大疾病による7大疾病一時金の支払事由に複数該当した場合でも、7大疾病一時金を重複してお支払いしません。

保険料払込免除特則

■以下の保険料払込免除事由に該当した場合に以後の保険料の払い込みが免除となります。

保険料の払込免除事由	
悪性新生物による保険料の払込免除	悪性新生物(上皮内新生物は含みません)と診断確定されたとき
6大疾病による保険料の払込免除	7大疾病保険(返戻金なし型)Sの6大疾病による7大疾病一時金の支払事由(12ページ)と同じ

保険料払込免除に関する注意事項

■保険料払込免除特則の適用・非適用にかかわらず、保険料払込期間中に疾病または傷害により所定の高度障害状態になったときや、傷害により所定の身体障害状態になったときは、以後の保険料の払い込みが免除となります。

無配当7大疾病初回一時金特約(返戻金なし型)S

■以下の支払事由に該当した場合に7大疾病初回一時金をお支払いします。

支払事由		支払金額	支払限度
がん	悪性新生物 上皮内新生物	7大疾病 初回一時金額 (50万円・100万円)	1回
6大疾病	急性心筋梗塞 拡張型心筋症		
	脳卒中 脳動脈瘤		
	慢性腎不全		
	肝硬変		
	糖尿病		
	高血圧性疾患		
7大疾病保険(返戻金なし型)Sの 7大疾病一時金の支払事由 (12ページ)と同じ			

無配当先進医療特約(返戻金なし型)S

■以下の支払事由に該当した場合に先進医療給付金・先進医療見舞金をお支払いします。

支払事由		支払金額	支払限度
先進医療給付金	先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術にかかる費用(自己負担額)	1回の療養：450万円 通算：2,000万円
先進医療見舞金	先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	先進医療給付金の支払金額の10%相当額	1回の療養：45万円 通算：200万円

保障内容に関する注意事項

■支払事由に該当する先進医療は、療養を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進医療で、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する医療機関で行われるものをいいます。ただし、厚生労働大臣が定める施設基準において、歯科(歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科)のみで実施することが定められている先進医療は支払対象外となります。なお、厚生労働大臣が定める先進医療は随時見直しされます。

■同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養として受けたとき、その療養を1回の療養とみなします。この場合、一連の療養を最初に受けた日にその療養を受けたものとみなして取り扱います。

指定代理請求特約(2016)S

■給付金等の受取人となる被保険者が給付金等を請求できない朝日生命所定の事情がある場合、その給付金等を指定代理請求人が請求できます。

■指定代理請求人に給付金等をお支払いした場合、その後重複して給付金等の請求を受けてもお支払いしません。

■指定代理請求人に給付金等をお支払いしても、保険契約者・被保険者にその旨をご連絡しません。そのため、保険契約者・被保険者が認識しないまま、保険契約の全部または一部が消滅する場合があります。

■保険契約者または被保険者から契約内容について照会を受けたときは、給付金等をお支払いしていること、保険契約の全部または一部が消滅していることを回答せざるを得ない場合があります。そのため、被保険者をご自身の健康状態について知る可能性があります。

4 法令改正等による支払事由の変更について

■法令改正等による公的医療保険制度等の改正や医療技術または医療環境の変化が、「先進医療特約(返戻金なし型)S」の支払事由に影響を及ぼす場合には、朝日生命は主務官庁の認可を得て、将来に向かって支払事由を変更することがあります。この場合、支払事由を変更する2ヵ月前までに保険契約者へご連絡します。

5 解約返戻金について

■この保険契約の解約返戻金は以下のとおりです。

主契約	解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、7大疾病基準金額(7大疾病一時金額と同額)の10%の解約返戻金があります。
特約	解約返戻金はありません。

6 死亡給付金について

■この保険契約の死亡給付金は以下のとおりです。

主契約	死亡給付金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、7大疾病基準金額(7大疾病一時金額と同額)の10%の死亡給付金があります。
特約	死亡給付金はありません。

7 満期保険金等について

■この保険契約には満期保険金はありません。また、契約者貸付、保険料振替貸付の取り扱いもありません。

8 配当金について

■この保険契約には配当金はありません。

9 保険料について

■具体的な保険料は「保険料表」(9ページ～10ページ)で確認ください。

10 責任開始に関する特約Sについて

■「責任開始に関する特約S」を付加したご契約の第1回保険料は、保険契約者が指定した口座から振り替えます。

■「責任開始に関する特約S」を付加したご契約のお引き受けを朝日生命が決定した場合の保障の責任開始の時は、お申し込みと告知(診査)がともに完了した時となります。

11 生命保険料控除制度について

■「生命保険料控除制度」とは、お払い込みいただいた保険料について、その一定額を保険契約者のその年の所得から控除し、所得税と住民税の負担を軽減する制度です。

■「生命保険料控除制度」により所得から控除される金額は、お払い込みいただいた保険料を主契約・特約の内容に応じて、「控除証明区分」ごとに区分し、算出します。

■この保険契約の主契約・特約の「控除証明区分」は、「介護医療保険料」となります。

※税務のお取り扱いについては、2019年2月現在の税制に基づいて記載しています。将来的に税制が変更され、お取り扱いが変わる場合があります。なお、個別のお取り扱い等につきましては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みに際して、特にご留意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。

以下は、お客さまにとって不利益となる事項を記載していますので、特にご留意ください。



- 6 給付金などをお支払いできない場合について
- 8 現在のご契約を新たなご契約に見直す場合のご留意事項について
- 9 解約返戻金について

支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおりー約款」に記載していますので、あわせてご確認ください。

1 クーリング・オフ制度(保険契約のお申し込みの撤回等)について

- 申込者または保険契約者(以下、「申込者等」といいます)は、保険契約の申込日もしくは保障内容の訂正手続日またはクーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面*を受け取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて**20日以内**であれば、書面により保険契約のお申し込みの撤回または保険契約の解除(以下、「お申し込みの撤回等」といいます)をすることができます。
- *「ご契約のしおり」・「注意喚起情報(当書面)」を指します。
- お申し込みの撤回等は**書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます**ので、次の内容を記載した書面を郵便にて送付ください。

＜書面に記載いただく事項＞… ① お申し込みの撤回等をする意思 ② 申込者等の氏名(自署)・住所・電話番号
③ 申込番号(「契約申込書(保険契約者様控)」の上部10桁の数字) ④ 保険料 ⑤ 取扱代理店名
⑥ 申込日 ⑦ 申出日 ⑧ 返金先口座(銀行名、支店名、店番、預金種目、口座番号、口座名義人(フリガナ))
＜書面の送付先＞…………… 〒206-8611 東京都多摩市鶴牧1-23 朝日生命 金融代理店業務グループ

- お申し込みの撤回等があった場合は、申込者等に領収金額を全額お返しします。

2 保障の責任開始の時について

- お申し込みいただいたご契約のお引き受けを朝日生命が決定した場合の保障の責任開始の時(保険期間開始の日)は次のとおりです。

責任開始に関する特約Sを付加した場合	お申し込みと告知(診査)がともに完了した時
上記以外の場合	お申し込みと告知(診査)ならびに第1回保険料相当額のお払い込みが完了した時*

*第1回保険料相当額のお払い込みが完了した時は次のとおりです。なお、お申込内容等の変更に伴い、後日追加で保険料のお払い込みをいただいた場合でも、当初のお払い込みの時とします。

口座振込みでお払い込みの場合	朝日生命所定の金融機関口座に着金した日
クレジットカードでお払い込みの場合	取扱クレジットカード会社による利用承認日



「7大疾病保険(返戻金なし型)S」「7大疾病初回一時金特約(返戻金なし型)S」「保険料払込免除特則」の**がんを原因とする保障の責任開始の時は、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日**となります。

3 告知義務について

保険契約者および被保険者には朝日生命がおたずねする健康状態等について告知いただく必要があり、これを告知義務といたします。

- 生命保険は多数の人々が保険料を出し合うことで、相互に保障し合う制度です。そのため、健康状態の悪い方や危険度の高い職業の方などのお申し込みを無条件でお引き受けしますと、保険契約者間の保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態、**告知書で朝日生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなく告知ください。**
- 朝日生命が指定する医師による診査の場合、医師が口頭で告知を求める場合があります。その場合も同様に事実をありのままに正確にもれなく告知ください。
- 告知をお受けできる権利(告知受領権)は、朝日生命(告知書に記入いただく場合)および朝日生命が指定した医師が有しています。募集代理店の担当者(生命保険募集人)には告知をお受けできる権利がないため、**募集代理店の担当者(生命保険募集人)に口頭でお話ししても告知いただいたことにはなりません。**

告知いただいた内容が事実と違っていた場合は、給付金などをお支払いできないことがあります。

- 告知いただくことからは、告知書に記載しています。これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合は、責任開始の時から2年以内*¹であれば、朝日生命は「**告知義務違反**」として**ご契約を解除することがあります。**
- ご契約を解除したときは、たとえ給付金などの支払事由が発生していても、これをお支払いしません*²。また、保険料の払込免除事由が発生していても、お払い込みを免除しません*²。**
- ご契約を解除するときは、返戻金があれば保険契約者にお支払いします。
- ご契約の解除以外にも、ご契約の締結状況等により、給付金などをお支払いできないこと、または、保険料のお払い込みを免除できないことがあります。

(例)現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知しなかった場合など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として給付金などをお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取り消しとなる場合があります。また、すでにお払い込みいただいた保険料は返金しません。

- *1 責任開始の時から2年を経過していても、給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に発生していた場合は、ご契約を解除することがあります。
- *2 「給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」の因果関係によっては、給付金などのお支払いまたは保険料のお払い込みを免除することがあります。



傷病歴などがある場合、ご契約のお引き受けをお断りすることもあります。特別条件(保険料の割増、給付金の削減、特定部位・指定疾病不担保、特定高度障害状態についての不担保など)をつけてお引き受けすることがあります(傷病によっては特別条件をつけずにお引き受けすることもあります)。

4 ご契約内容等の確認制度について

- ご契約のお申し込みに際し、後日、朝日生命の職員または朝日生命から委託された担当者が、**お申込内容や告知内容および重要書類の受領の確認のため、保険契約者等に電話や訪問をさせていただく場合があります。**
- 給付金などのお支払いや保険料払込免除などのご請求に際しても、朝日生命の職員または朝日生命から委託された担当者が、**給付金などをお支払いするための確認・照会に保険契約者等や医療機関・公的機関等を訪問させていただく場合があります。**

5 生命保険募集人について

- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと朝日生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。そのため、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して朝日生命が承諾したときに有効に成立します。生命保険募集人に関するお問い合わせは、お客様サービスセンターまでご連絡ください。

朝日生命 お客様サービスセンター ☎0120-360-567

6 給付金などをお支払いできない場合について

次のような場合は、給付金などをお支払いしません。

- 責任開始の時より前の疾病や傷害が原因の場合*
- 告知義務違反によりご契約が解除となった場合
- 詐欺によりご契約が取り消しとなった場合
- 給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払い込みがなくご契約が消滅(未払消滅)した場合
- 給付金などの不法取得目的があってご契約が無効になった場合
- 保険契約者、被保険者、受取人の故意または重大な過失により支払事由が生じた場合(各給付金等によりお取り扱いが異なります)

*次のような場合、ご契約によっては、責任開始の時以後の疾病によるものとみなすことがあります。

- ・告知等により朝日生命が知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合
- ・病院での受診歴や健康診断等による異常がなく、症状について被保険者等の認識・自覚もなかった場合
- ・責任開始の日からその日を含めて2年経過後に治療等を受けた場合

7 保険料お払い込みの猶予期間と消滅について

- 保険料は払込期月中に朝日生命にお払い込みください。払込期月中にお払い込みがない場合、払込期月の翌月1日からその日を含めて3ヵ月目の末日までを保険料お払い込みの猶予期間とします。
- 保険料のお払い込みがないまま猶予期間が経過しますと、ご契約は消滅(未払消滅)します。その場合、消滅したご契約を元に戻すことはできません(ご契約の復活のお取り扱いはありません)。

8 現在のご契約を新たなご契約に見直す場合のご留意事項について

一般的に次の点について、保険契約者にとって不利益となります。

- 多くの場合、返戻金は払込保険料累計額より少なくなります。特にご契約後短期間で解約した場合の返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間ご契約を継続することを条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
- 新たにお申し込みの保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断りすることがあります。
- 新たにお申し込みの保険契約について、告知していただいた内容が事実と異なる場合、給付金などをお支払いできないことがあります。
- 保険料は保険料算出用利率(予定利率)のほか、将来見込まれる死亡率等により算出しています。保険料算出用利率は、将来の運用収益を見込んであらかじめ一定の割合で割り引く割引率です。現在ご契約の保険契約を解約、減額し、新たなご契約のお申し込みをされることにより、保険料算出用利率が下がったときは、保険種類によっては保険料が引き上げられることがあります。

9 解約返戻金について

■この保険契約の解約返戻金は以下のとおりです。

主契約	解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、7大疾病基準金額(7大疾病一時金額と同額)の10%の解約返戻金があります。
特約	解約返戻金はありません。

10 生命保険契約者保護機構について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険業法等法令に定める手続きを経たうえで、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。
- 朝日生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合にも、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。
- 詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820
(受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～12:00、13:00～17:00) ホームページ:<http://www.seihohogo.jp/>

11 給付金などのお支払いに関する手続等のご留意事項について

- 給付金などの支払事由が生じた場合やお支払いの可能性があるとと思われる場合、お支払いに関する手続等でご不明な点が生じた場合は、すみやかにお客様サービスセンターまでご連絡ください。
- 支払事由、ご請求手続き、給付金などをお支払いする場合、お支払いできない場合は、「ご契約のしおり-約款」に記載していますのでご確認ください。
- 給付金などの支払事由が生じたときは、ご加入の契約内容によっては、複数の給付金等の支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 「指定代理請求特約(2016)S」を付加しますと、被保険者が受取人となる給付金などについて、受取人が請求できない事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が請求することができます。詳しくは「ご契約のしおり-約款」をご確認ください。
- 「指定代理請求特約(2016)S」を付加したときは、指定代理請求人に支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。(ホームページ<http://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

12 お子さまの生命保険加入時のご留意事項について

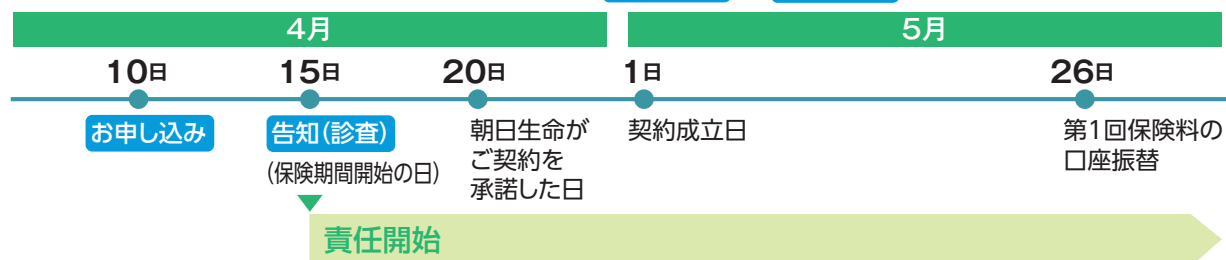
- お子さまの医療費については、自治体により健康保険の自己負担分等を、お子さまの一定の年齢まで助成する制度がありますので、確認のうえ、加入をご検討ください。なお、お子さまの医療費助成制度は、各自治体によって異なりますので、詳細についてはお住まいの市区町村にお問い合わせください。
- 7大疾病(がんや6大疾病)に罹患するリスクは、一般的に年齢とともに高まる傾向であるため、未成年のうちは罹患率は相対的に低いことを考慮のうえ、加入をご検討ください。

ご契約にあたって

お申し込みいただいたご契約のお引き受けを朝日生命が決定した場合の保障の責任開始の時、契約成立日、保険料口座振替日は、以下のとおりとなります。

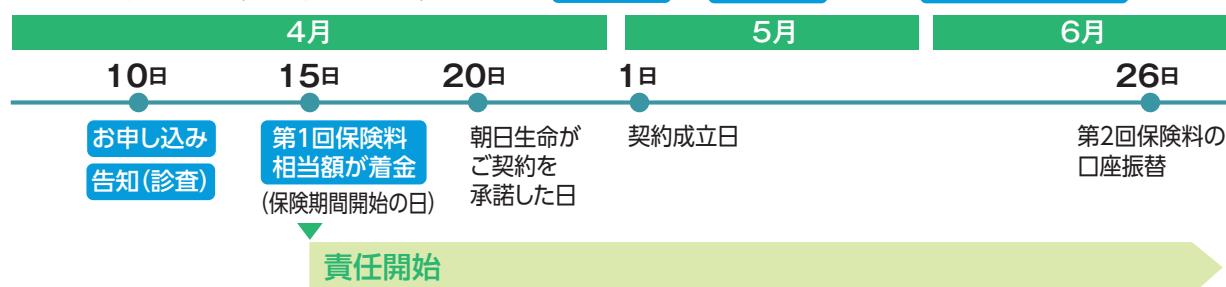
「責任開始に関する特約S」を付加した月払口座振替契約の例

- 保障の責任開始の時(保険期間開始の日)については、**お申し込み** と **告知(診査)** がともに完了した時



上記以外の月払口座振替契約の例

- 保障の責任開始の時(保険期間開始の日)については、**お申し込み** と **告知(診査)** ならびに **第1回保険料相当額が着金** した時



- ※保険料口座振替日は、毎月26日(一部の金融機関では27日)となります(金融機関休業日のときは、翌営業日となります)。
- ※振替日に振り替えができなかったときは、翌月の振替日が猶予期間内の場合、未収の保険料とともに振り替えます。
- ※がんを原因とする保障の責任開始の時は、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。

契約成立日指定について

- 契約成立日は、原則、責任開始の日を含む月の翌月1日としますが、責任開始の日を含む月が被保険者の誕生日で、その誕生日の前日までの日を契約成立日とすることで契約年齢が上がらないときは、保険契約者からの申し出があり、その申し出を朝日生命が承諾した場合に、契約成立日を指定することができます。
- 契約成立日を指定する場合は、お申し込み、告知(診査)ならびに第1回保険料相当額のお払い込みを誕生日の前日までの日にすべて完了する必要があります。
- 契約成立日を指定した場合の契約成立日は、責任開始の日(保険期間開始の日)となります。

ついています!充実のサービス! 給付金のお受け取りをもっと簡単!便利!に

「先進医療給付金」お受け取りサポート

病院が発行する先進医療の費用がわかる請求書類のご提出により、「先進医療給付金」・「先進医療見舞金」をお受け取りいただけます。

本サービスは病院が発行する「領収書」に代えて、先進医療の費用がわかる「請求書類」をご提出いただくことで先進医療給付金・先進医療見舞金をお受け取りいただけるサービスです。

- 【留意点】● 先進医療を受療される前にお申し出ください。
- ご契約後2年以内の病気により支払事由が生じている場合はお取り扱いできません。
 - その他の必要書類をご提出いただく場合があります。

※サービスの内容は予告なく中止、変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。

ご契約の際には、本書面および「ご契約のしおりー約款」をご確認のうえ、大切に保管してください。

「ご契約のしおりー約款」は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただきますようお願いいたします。

〔「ご契約のしおりー約款」記載事項の例〕

- クーリング・オフ制度(ご契約のお申し込みの撤回等)について
- 健康状態などの告知義務について
- 保障の責任開始の時にについて
- 給付金等をお支払いできない場合について
- 保険料の払込方法について
- 保険料払い込みの猶予期間と消滅について
- 解約・減額と返戻金について

再度ご確認ください事項

- 「スマイルセブンSuper」は、朝日生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険商品です。
- 保険料の一部は給付金等のお支払い、また他の一部は生命保険商品の運営に必要な経費(販売、証券作成、維持管理の経費等)にあてられます。これらの経費は、保険種類・契約年齢・性別・経過年数等によって異なるため、一律の算定方法を記載することはできません。

生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと朝日生命保険相互会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して朝日生命保険相互会社が承諾したときに有効に成立します。

生命保険募集人に関するお問い合わせは、

朝日生命保険相互会社 お客様サービスセンター ☎0120-360-567までご連絡ください。

募集代理店(みずほ銀行)からのお知らせ

- 「スマイルセブンSuper」の引受保険会社は朝日生命保険相互会社です。株式会社みずほ銀行は朝日生命保険相互会社の募集代理店です。ご契約の主体は、お客さまと朝日生命保険相互会社になります。
- 「スマイルセブンSuper」は朝日生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金、投資信託、金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象となりません。また、元本の保証はありません。
- 保険契約にご加入いただくか否かが、株式会社みずほ銀行における他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 借入金を保険料に充当した場合、保険金額や解約返戻金額などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがって、保険料の借入を前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先等によっては、本商品をお申し込みいただけない場合があります。

(お問い合わせ、ご照会)
募集代理店

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは店頭またはフリーダイヤルへ

0120-855-519

受付時間：月曜日～金曜日／9:00～17:00

(12月31日～1月3日、祝日・振替休日のご利用いただけません)

引受保険会社

朝日生命保険相互会社

本社／〒100-8103 東京都千代田区大手町2-6-1
ホームページアドレス／<https://www.asahi-life.co.jp>

【お客様サービスセンター】

 **0120-360-567**

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00
土曜日 9:00～12:00、13:00～17:00

(12月31日～1月3日、祝日・振替休日のご利用いただけません)

☎ 朝日A-30-254(31.2.18)代業(190150)(31.3)or